

男鹿市条例第 13 号

男鹿市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

男鹿市病院事業の設置等に関する条例（平成 17 年男鹿市条例第 192 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>110</u> 床	(経営の基本) 第 2 条 (略) 2 (略) 3 病床数は、次のとおりとする。 一般病床 <u>145</u> 床
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この条例は、令和 7 年 3 月 31 日から施行する。